

**改正**

平成4年3月31日告示第22号

平成5年3月31日告示第17号

平成9年3月28日告示第15号

平成11年3月31日告示第24号

平成16年3月25日告示第19号

綾部市友好都市交流促進補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、中華人民共和国江蘇省常熟市（以下「常熟市」という。）との友好都市交流事業に参加するため中華人民共和国を訪問し、かつ宿泊するものに対して補助金を交付することにより、常熟市との教育、文化、スポーツ、産業等の交流の促進を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

**第2条** 補助金の交付対象者は、前条に規定する目的を遂行する団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市内に居住し、又は勤務し、若しくは本市内の学校に在学している者で構成する団体
- (2) 常熟市がかかわる公式行事に綾部市民を代表して参加する団体
- (3) 別に定める常熟市側の窓口を経由していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は、補助金の交付対象としない。

- (1) 政治的活動を目的とする団体
- (2) 宗教的活動を目的とする団体
- (3) 個人又は特定企業の営利を目的とする団体
- (4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定により公示された学習指導要領に基づく特別活動として行う団体
- (5) その他市長が不相当と認める団体

(補助金の交付及び額)

**第3条** 補助金は、毎年度予算の範囲内において、団体を単位として交付するものとする。

2 補助金の額は、交流事業に参加する高校生以下の者1人につき40,000円とする。ただし、1団体につき10,000円を加えて交付することができる。

3 同一の団体又は参加者に対する補助金の交付は、原則として当該年度1回限りとする。

(交付申請等)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、綾部市友好都市交流促進補助金交付申請書(様式第1号)に、訪問予定表及び参加者名簿を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出時期は、原則として訪問出発予定日の2週間前までとする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の適否を決定して、綾部市友好都市交流促進補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該団体の代表者に通知するものとする。

(報告書の提出)

**第5条** 補助金の交付決定を受けた団体の代表者は、訪問終了後速やかに綾部市友好都市交流促進補助金実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

**第6条** 市長は、補助金の交付決定を受けた団体又は補助金の交付を受けた団体が、次の各号の一に該当するときは、当該決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請について不正な行為があったとき。
- (2) 第2条第1項の要件を欠くに至ったとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

#### 附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月31日告示第22号)

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日告示第17号)

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日告示第15号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日告示第24号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日告示第19号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。